

ちょっと

Q&A

## 組合税務相談室

教えて



税理士 山本 善通 氏

Question

### 定額減税Ⅱ

当組合事務局で、定額減税事務を実施するに当たり、特に注意するポイントについて教えてください。

Answer

#### 【概要】

令和6年度税制改正により、給与所得者や配偶者を含む扶養親族1人につき4万円（所得税3万円・住民税1万円）の定額減税が実施されますが、組合事務局が給与計算事務をすすめてゆくなかで、注意する点について説明します。

#### 〈「扶養控除等申告書」の確認〉

源泉徴収税額からの控除は、令和6年6月1日以後最初の給与等（賞与を含む）の支払日までに提出された「扶養控除等申告書」に記載された情報に基づいて行います。

なお、「扶養控除等申告書」は、本年の最初の給与等の支払日の前日までに従業員から提出を受けているので、定額減税の実施のためだけに、あらためて提出を求める必要はありません。

#### 〈扶養親族を確認する〉

減税額の計算対象となる扶養親族は、「扶養控除等申告書」に記載された納税者本人と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の者です。扶養親族のうち、16歳未満の者については、6月1日以後最初の給与等の支払日までに、従業員から新たに「源泉徴収に係る申告書」の提出を受けて減税額の計算対象に加えます。

あるいは、「扶養控除等申告書」の「住民税に関する事項」を参照して減税額を計算することも可能ですが、他の者の扶養親族になっていないことの確認が必要です。

#### 〈毎月の減税額の給与明細等への記載〉

給与担当者は、6月以降に交付する給与明細等と、年末調整後に作成する源泉徴収票の適用欄に、それぞれ下図に掲げる一定の記載をする必要があります。

#### 〈給与明細等・源泉徴収票（摘要欄）への記載事項〉

	給与明細等	源泉徴収票（摘要欄）
記載事項	その給与明細等に係る控除前源泉徴収税額から控除した定額減税控除済額	①源泉徴収時の定額減税控除済額、控除しきれなかった額 ②合計所得金額が1,000万円超である従業員等の同一生計配偶者（非控除対象配偶者）分の特別控除を実施した場合、その旨（該当者のみ記載）
記載例	例1）定額減税額（所得税）〇〇円 例2）定額減税 〇〇円	例）①源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇円、控除外額〇〇円 ②非控除対象配偶者減税有

#### 〈扶養親族等に異動があった場合〉

定額減税の実施後（令和6年6月1日以後）に、扶養親族等の異動により減税額に変更が生じた従業員については、年末調整で調整します。

#### 〈定額減税しきれないと見込まれる場合について〉

定額減税において、納税者本人と扶養親族（配偶者を含む）の数から算定される減税額（定額減税可能額）が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、個人住民税を課税する市区町村が定額減税しきれない差額を給付します。（「内閣官房」より）